を「八千円」に、「七千円」を「七千二百円」に、「一万千七百円」を「一万千八百円」に改め、同表第三号中「七千七百円」を「七千八百円」に、「一万六千円」を「一万六千二百円」に改め、同表第四号イ中「五千六百円」を「五千七百円」に改め、同号ロ中「一万三千二百円」を「一万三千四百円」に改め、同号八中「四万千三百円」を「四万二千円」に、「一万七千四百円」を「一万七千六百円」に、「三万四千円」を「三万四千五百円」に、「六千二百円」を「六千三百円」に、「一万五千七百円」を「一万五千五百円」に、「二万七千八百円」を「二万八千二百円」に改め、同号ニ中「一万三千六百円」を「一万三千八百円」に、「三万四千円」を「三万四千六百円」に、「四万五千七百円」を「四万六千三百円」に、「五万四千二百円」を「五万四千九百円」に改め、同号ホ中「四万四千六百円」を「四万五千三百円」に、「五万九千八百円」を「六万八百円」に、「六万九千百円」を「五万三百円」に改め、同表第五号中「一万千百円」を「一万千三百円」に改め、同表第六号中「五千五百円」を「五千六百円」に、「一万五千九百円」を「一万六千二百円」に改め、同表第七号中「四万六百円」を「四万千二百円」に改め、同表第八号中「五千三百円」を「六千三百円」に、「一万八千三百円」を「二万千九百円」に、「一万七千八百円」を「二万千三百円」に、「十四万三百円」を「十六万八千三百円」に、「二万六千九百円」を「三万二千二百円」に、「七千九百円」を「九千四百円」に改め、同表第十号中「七万七百円」を「七万千七百円」に改め、同表第十一号中「六万八千百円」を「六万九千円」に改め、同表第十二号中「一万千百円」を「一万千三百円」に改め、同表第十三号中「一万千百円」を「一万千三百円」に、「三千八百円」を「三千八百五十円」に改める。

附　則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○通商産業省令第九十五号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第十条第一項の規定に基づき、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

通商産業大臣　深谷　隆司

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行規則（平成七年通商産業省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2　都道府県知事は、前項の申請書を受理した場合において、当該申請に係る認定をする日が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定をするものとする。

一　前項の規定により提出された源泉徴収票に記載されている退職の日の翌日から起算して五年を経過していないこと。

二　前項の規定により提出された特別徴収税額の通知書が証する年の翌年の一月一日から起算して五年を経過していないこと。

三　前項の規定により提出された当該申請者が雇用されていたことを証する書類に記載されている離職の日の翌日から起算して五年を経過していないこと。

四　前項の規定により提出された雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証に記載されている離職の日の翌日から起算して五年を経過していないこと。

五　前項の規定により提出された住民税の非課税に関する事項を証する書類及び当該申請者が在学していたことを証する書類が証する年の翌年の一月一日から起算して五年を経過していないこと。

六　前項の規定により提出された事業を開始した日以後五年を経過していないことを証する書類により事業を開始していなかったと認められる日の翌日から起算して五年を経過していないこと。

附　則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第一号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一項第三十四号の規定に基づき、介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣が定めるものを定める省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

通商産業大臣　深谷　隆司
運輸大臣　二階　俊博
建設大臣　中山　正暉
自治大臣　保利　耕輔

介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣が定めるものを定める省令

介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣が定めるものは、次のとおりとする。

一　石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、自治省令第二号）の規定

二　前号に掲げるもののほか、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣が発する通商産業省、運輸省、自治省令以外の命令の規定であって通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣が定めるもの

附　則

1　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2　老人保健法施行令別表第二第三十二号に掲げる規定として通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣が定めるものを定める省令（昭和六十三年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第一号）は、廃止する。

○運輸省令第十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令（昭和四十七年政令第百九十一号）第二条の規定に基づき、並びにこれらの政令を実施するため、運輸省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

運輸大臣　二階　俊博

運輸省定員規則の一部を改正する省令

運輸省定員規則（昭和四十四年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一項の表を次のように改める。

区分	定員令第一条定員	特措法政令定員	計
本省	一八、一八九人	六、二二人	一八、八一一人
船員労働委員会	四八人	三人	五一人
海上保安庁	一一、六一五人	六四六人	一二、二七一人
海難審判庁	二二一人	一四人	二四五人
気象庁	五、七九二人	三四〇人	六、一三二人
合計	三五、八八六人	一、六二五人	三七、五一一人

備考　船員労働委員会に係る定員は、事務局の職員の定員とする。

○通商産業省労働省令第一号

炭鉱労働者の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第十六条第二項の規定により読み替えられた雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十四条第一項の規定に基づき、炭鉱離職者に係る職業転換給付金の支給基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

通商産業大臣　深谷　隆司
労働大臣　牧野　隆守

炭鉱離職者に係る職業転換給付金の支給基準に関する省令の一部を改正する省令

炭鉱離職者に係る職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十六年通商産業省、労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「地域雇用奨励金」の下に「又は同令第百十五条第二号に規定する介護人材確保助成金」を加え、「第百十九条第十四項」を「第百十九条第十五項」に改める。

附則第六項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。